大阪府条例第八十五号

大阪府個人情報保護条例の一部を改正する条例

　大阪府個人情報保護条例（平成八年大阪府条例第二号）の一部を次のように改正する。

　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （目的）第一条　この条例は、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保等に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって基本的人権の擁護に資することを目的とする。（定義）第二条　（略）一　個人情報　個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいう。　　ア　当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第三項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）イ　個人識別符号が含まれるもの二　要配慮個人情報　個人情報のうち、次のいずれかに該当するものをいう。　ア　本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関の規則（規程を含み、実施機関が警察本部長である場合にあっては、公安委員会規則をいう。以下同じ。）で定める記述等が含まれるものイ　アに掲げるもののほか、社会的差別の原因となるおそれのあるもの　三―六　（略）七　行政文書　実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及びスライド（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）並びに電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。　ア・イ　（略）　八・九　（略）（実施機関の責務）第三条　実施機関は、個人の権利利益の保護を図るため、個人情報の保護に関し必要な施策（以下「個人情報保護施策」という。）を策定し、及びこれを実施する責務を有する。（個人情報取扱事務の登録及び縦覧）第六条　（略）　一―六　（略）　七　前各号に掲げるもののほか、実施機関の規則で定める事項２―５　（略）（収集の制限）第七条　（略）２―４　（略）５　実施機関は、要配慮個人情報（番号法第二十条の規定により収集してはならない特定個人情報を除く。）を収集してはならない。ただし、法令若しくは条例の規定に基づくとき、犯罪の予防等を目的とするとき又は審議会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために当該個人情報が必要であり、かつ、欠くことができないと実施機関が認めるときは、この限りでない。（利用及び提供の制限）第八条　（略）２・３　（略）４　実施機関は、実施機関以外のものに対して、通信回線により結合された電子計算機（実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にするものに限る。）を用いて個人情報の提供をしてはならない。ただし、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと当該実施機関が認める場合は、この限りでない。５　実施機関は、前項ただし書に規定する場合において、次の各号のいずれかに該当するときを除き、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。一　本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。二　法令又は条例の規定に基づくとき。三　他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に提供するとき。四　出版、報道等により公にされているものを提供することが正当であると認められるとき。五　個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。６　第四項の規定は、公安委員会又は警察本部長が犯罪の予防等を目的として、国の機関又は他の都道府県警察に個人情報を提供するときには、適用しない。（開示してはならない個人情報）第十三条　（略）　一　開示請求をした者（前条第二項の規定により、代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。以下「開示請求者」という。）以外の者に関する個人情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報を含むもの　二・三　（略）（利用停止請求）第三十一条　（略）　一　第七条第一項から第三項まで若しくは第五項の規定に違反して収集されたとき、第八条第一項若しくは第二項若しくは第八条の二の規定に違反して利用されているとき、番号法第二十条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、番号法第二十九条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第二条第九項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき又はこれらのおそれが著しいとき　当該個人情報の利用の停止又は消去　二・三　（略）２・３　（略）（事業者の責務）第四十七条　事業者は、個人情報（他の情報と容易に照合することができず、それにより特定の個人を識別することができないこととなるものを除く。以下この章（第五十三条の三を除く。）及び第五十八条第二号において同じ。）の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講ずるとともに、府の個人情報保護施策に協力する責務を有する。２　事業者は、要配慮個人情報（他の情報と容易に照合することができず、それにより特定の個人を識別することができないこととなるものを除く。）については、個人の権利利益を侵害することのないよう特に慎重に取り扱う責務を有する。（府の出資法人の責務）第四十八条　府が出資する法人で実施機関が定めるものは、前条に規定するもののほか、この条例の規定に基づき実施機関が行う個人情報保護施策に留意しつつ、個人情報の保護のために必要な措置を講ずる責務を有する。第五十三条の二　第七条第三項（第六号を除く。）及び第五項並びに第八条第三項から第五項までの規定は、府が設立した地方住宅供給公社、土地開発公社及び地方道路公社の個人情報の取扱いについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 第七条第三項各号列記以外の部分 | 実施機関 | （略） |
| 個人情報 | 個人情報（他の情報と容易に照合することができず、それにより特定の個人を識別することができないこととなるものを除く。以下この条及び次条において同じ。） |
| （略） | （略） | （略） |
| 第七条第五項 | 実施機関 | （略） |
| 要配慮個人情報 | 要配慮個人情報（他の情報と容易に照合することができず、それにより特定の個人を識別することができないこととなるものを除く。） |
| （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） |
| 第八条第四項 | （略） | （略） |
|  |  |
| 第八条第五項各号列記以外の部分 | 実施機関 | 公社 |
| 第八条第五項第三号 | 他の実施機関 | 実施機関 |
| 他の地方公共団体 | 地方公共団体 |

第五十三条の三　（略）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （略） | （略） | （略） |
| 第八条第四項 | （略） | （略） |
|  |  |
| 実施機関以外 | 指定実施機関及び当該指定管理者以外 |
| 実施機関の | 指定管理者の |
| 当該実施機関 | 当該指定実施機関 |
| 第八条第五項各号列記以外の部分 | 実施機関 | 指定実施機関 |
| 第八条第五項第三号 | 他の実施機関 | 実施機関 |
| 他の地方公共団体 | 地方公共団体 |
| （略） | （略） | （略） |

２　指定管理者による公の施設の管理に係る個人情報の収集、利用又は提供に相当するものについて、第七条第三項第七号若しくは第五項又は第八条第二項第九号若しくは第五項の規定による審議会の意見の聴取が既に行われている場合における当該指定管理者による公の施設の管理に係る個人情報の収集、利用又は提供については、前項において準用する第七条第三項第七号若しくは第五項又は第八条第二項第九号若しくは第五項の規定（審議会の意見の聴取に関する部分に限る。）は、適用しない。（委任）第五十八条　この条例の実施に関し必要な事項は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める者が定める。　一　実施機関の取り扱う個人情報の保護　実施機関　二　事業者の取り扱う個人情報の保護　知事 | （目的）第一条　この条例は、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって基本的人権の擁護に資することを目的とする。（定義）第二条　（略）一　個人情報　個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。二―五　（略）六　行政文書　実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及びスライド（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。ア・イ　（略）七・八　（略）（実施機関の責務）第三条　実施機関は、個人の権利利益の保護を図るため、個人情報の保護に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。（個人情報取扱事務の登録及び縦覧）第六条　（略）　一―六　（略）　七　前各号に掲げるもののほか、実施機関の規則（規程を含み、実施機関が警察本部長である場合にあっては、公安委員会規則をいう。以下同じ。）で定める事項２―５　（略）（収集の制限）第七条　（略）２―４　（略）５　実施機関は、次に掲げる個人情報（番号法第二十条の規定により収集してはならない特定個人情報を除く。）を収集してはならない。ただし、法令若しくは条例の規定に基づくとき、犯罪の予防等を目的とするとき又は審議会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために当該個人情報が必要であり、かつ、欠くことができないと実施機関が認めるときは、この限りでない。　一　思想、信仰、信条その他の心身に関する基本的な個人情報二　社会的差別の原因となるおそれのある個人情報（利用及び提供の制限）第八条　（略）２・３　（略）４　実施機関は、審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと当該実施機関が認める場合を除き、実施機関以外のものに対して、通信回線により結合された電子計算機（実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にするものに限る。）を用いて個人情報の提供をしてはならない。ただし、犯罪の予防等を目的として、国の機関又は他の都道府県警察に提供するときは、この限りでない。（開示してはならない個人情報）第十三条　（略）一　開示請求をした者（前条第二項の規定により、代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。以下「開示請求者」という。）以外の者に関する個人情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの　二・三　（略）（利用停止請求）第三十一条　（略）　一　第七条第一項から第三項まで若しくは第五項の規定に違反して収集されたとき、第八条（第三項及び第四項を除く。）若しくは第八条の二の規定に違反して利用されているとき、番号法第二十条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、番号法第二十九条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第二条第九項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき又はこれらのおそれが著しいとき　当該個人情報の利用の停止又は消去　二・三　（略）２・３　（略）（事業者の責務）第四十七条　事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する府の施策に協力する責務を有する。２　事業者は、次に掲げる個人情報については、個人の権利利益を侵害することのないよう特に慎重に取り扱う責務を有する。一　思想、信仰、信条その他の心身に関する基本的な個人情報二　社会的差別の原因となるおそれのある個人情報（府の出資法人の責務）第四十八条　府が出資する法人で実施機関が定めるものは、前条に規定するもののほか、この条例の規定に基づき実施機関が行う個人情報の保護に関する施策に留意しつつ、個人情報の保護のために必要な措置を講ずる責務を有する。第五十三条の二　第七条第三項（第六号を除く。）及び第五項並びに第八条第三項及び第四項の規定は、府が設立した地方住宅供給公社、土地開発公社及び地方道路公社の個人情報の取扱いについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 第七条第三項各号列記以外の部分 | 実施機関 | （略） |
|  |  |
| （略） | （略） | （略） |
| 第七条第五項 | 実施機関 | （略） |
|  |  |
| （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） |
| 第八条第四項 | （略） | （略） |
| ならない。ただし、犯罪の予防等を目的として、国の機関又は他の都道府県警察に提供するときは、この限りでない | ならない |
|  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |

第五十三条の三　（略）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （略） | （略） | （略） |
| 第八条第四項 | （略） | （略） |
| 審議会の | 指定実施機関が審議会の |
| 当該実施機関 | 当該指定実施機関 |
| 実施機関以外 | 指定実施機関及び当該指定管理者以外 |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |
| （略） | （略） | （略） |

２　指定管理者による公の施設の管理に係る個人情報の収集、利用又は提供に相当するものについて、第七条第三項第七号若しくは第五項又は第八条第二項第九号若しくは第四項の規定による審議会の意見の聴取が既に行われている場合における当該指定管理者による公の施設の管理に係る個人情報の収集、利用又は提供については、前項において準用する第七条第三項第七号若しくは第五項又は第八条第二項第九号若しくは第四項の規定（審議会の意見の聴取に関する部分に限る。）は、適用しない。（委任）第五十八条　この条例の実施に関し必要な事項は、実施機関の取り扱う個人情報の保護については実施機関が、事業者の取り扱う個人情報の保護については知事が定める。 |
|  |  |

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成二十九年十二月一日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際現になされている改正前の大阪府個人情報保護条例第十二条第一項（同条例第五十三条の三において読み替えて準用する場合を含む。）又は第二項（同条例第五十三条の三において準用する場合を含む。）の規定による請求については、改正後の大阪府個人情報保護条例第十三条（同条例第五十三条の三において読み替えて準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（大阪府附属機関条例の一部改正）

３　大阪府附属機関条例（昭和二十七年大阪府条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| 別表第一（第二条関係）　一　（略）

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 担任する事務 |
| （略） | （略） |
| 大阪府個人情報保護審議会 | 大阪府個人情報保護条例（平成八年大阪府条例第二号）第七条第三項第七号（同条例第五十三条の二及び第五十三条の三第一項において読み替えて準用する場合を含む。）、第七条第五項ただし書（同条例第五十三条の二及び第五十三条の三第一項において読み替えて準用する場合を含む。）、第八条第二項第九号（同条例第五十三条の三第一項において読み替えて準用する場合を含む。）、第八条第五項（同条例第五十三条の二及び第五十三条の三第一項において読み替えて準用する場合を含む。）、第三十四条第二項（同条例第五十三条の三第一項において読み替えて準用する場合を含む。）、第三十五条第一項（同条例第五十三条の三第一項において読み替えて準用する場合を含む。）、第四十九条第二項、第五十一条、第五十二条第一項及び第五十七条第一項に規定する事項並びに特定個人情報保護評価に関する規則（平成二十六年特定個人情報保護委員会規則第一号）第二条第二号に規定する重点項目評価書及び同規則第七条第四項に規定する事項についての調査審議並びに同条例第五十七条第一項の規定による建議に関する事務 |
| （略） | （略） |

 | 別表第一（第二条関係）　一　（略）

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 担任する事務 |
| （略） | （略） |
| 大阪府個人情報保護審議会 | 大阪府個人情報保護条例（平成八年大阪府条例第二号）第七条第三項第七号（同条例第五十三条の二及び第五十三条の三第一項において準用する場合を含む。）、第七条第五項ただし書（同条例第五十三条の二及び第五十三条の三第一項において準用する場合を含む。）、第八条第二項第九号（同条例第五十三条の三第一項において準用する場合を含む。）、第八条第四項（同条例第五十三条の二及び第五十三条の三第一項において準用する場合を含む。）、第三十四条第二項（同条例第五十三条の三第一項において準用する場合を含む。）、第三十五条第一項（同条例第五十三条の三第一項において準用する場合を含む。）、第四十九条第二項、第五十一条、第五十二条第一項及び第五十七条第一項に規定する事項並びに特定個人情報保護評価に関する規則（平成二十六年特定個人情報保護委員会規則第一号）第二条第二号に規定する重点項目評価書及び同規則第七条第四項に規定する事項についての調査審議並びに同条例第五十七条第一項の規定による建議に関する事務 |
| （略） | （略） |

 |
| 　二・三　（略） | 　二・三　（略） |

（大阪府暴力団排除条例の一部改正）

４　大阪府暴力団排除条例（平成二十二年大阪府条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （個人情報の収集及び提供） | （個人情報の収集及び提供） |
| 第二十四条　大阪府個人情報保護条例（平成八年大阪府条例第二号）第二条第五号に規定する実施機関（公安委員会、警察本部長及び府が設立した地方独立行政法人を除く。以下同じ。）は、この条例の規定に基づき暴力団の排除を図るため、実施機関が定めるところにより、必要な個人情報（大阪府個人情報保護条例第二条第一号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するものとする。２　（略） | 第二十四条　大阪府個人情報保護条例（平成八年大阪府条例第二号）第二条第四号に規定する実施機関（公安委員会、警察本部長及び府が設立した地方独立行政法人を除く。以下同じ。）は、この条例の規定に基づき暴力団の排除を図るため、実施機関が定めるところにより、必要な個人情報（大阪府個人情報保護条例第二条第一号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するものとする。２　（略） |